

## 参 考 資 料

- 第51号議案 工事請負契約締結の件（中小学校校舎増築工事（第3期））……………1
- 第52号議案 物件供給契約締結の件（高規格救急自動車）……………3
- 第53号議案 指定管理者の指定の件（箕面市立かやの広場）……………5



# 工事請負契約書

1	工 事 名	中小学校校舎増築工事(第3期)
2	工 事 場 所	箕面市稲地内
3	工 期	着手 議 決 の 翌 日 から 完成 平成 29 年 3 月 10 日 まで
4	請 負 代 金 額	百 拾 億 千 百 拾 万 千 百 拾 円 ¥ 2 0 0 3 4 0 0 0 0
	うち取引に係る消費税 及び地方消費税の額	百 拾 億 千 百 拾 万 千 百 拾 円 ¥ 1 4 8 4 0 0 0 0
5	契 約 保 証 金	・現 金 ・有価証券 ・履行保証証券(金銭・役務) ○ 免 除 契約規則 第 26 条第 2 号
6	解 体 工 事 に 要 する 費 用 等	建設工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、(1)分別解体の方法、(2)解体工事に要する費用、(3)再資源化等をするための施設の名称及び所在地、(4)再資源化等に要する費用について、それぞれ別添書面に記載する。
7	適 用 除 外 条 項	第 4 条 (A) 第 35 条

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項(適用除外条項は、上記7のとおり。)によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 28 年 5 月 13 日

発 注 者

大阪府箕面市西小路四丁目6番1号

箕面市長 倉 田 哲 郎 印

受 注 者

所 在 地  
商号又は名称  
代表者職氏名

大阪府箕面市桜井三丁目3番2号

株式会社 前田組 箕面営業所  
所 長 岩 田 薫 印

以下省略

# 物件供給契約書

1 物 件 名	高規格救急自動車											
2 納 入 場 所	箕面市箕面五丁目地内											
3 納 入 期 限	平成 29 年 2 月 28 日											
4	契 約 金 額	百	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
				¥	2	0	5	2	0	0	0	0
	うち取引に係る 消 費 税 額			¥	1	5	2	0	0	0	0	0
5 契 約 保 証 金	免 除											

上記の物件について、注文者と供給人は、次の契約条項により物件供給契約を締結する。この契約を証するため本書2通を作成し、当事者それぞれ記名押印の上各自1通を保有する。

平成 28 年 4 月 26 日

注 文 者 大阪府箕面市西小路四丁目6番1号

箕面市長 倉 田 哲 郎 印

供 給 人 住 所 大阪市此花区北港一丁目4番64号  
大阪トヨペット株式会社 法人営業部

氏 名 部 長 加 藤 光 行 印

以下省略

## 箕面市立かやの広場の管理に関する協定書

箕面市（以下「甲」という。）と東急不動産 SC マネジメント株式会社（以下「乙」という。）は、箕面市立かやの広場の管理に関する事項について、箕面市立かやの広場条例（平成17年箕面市条例第37号。以下「条例」という。）及び箕面市立かやの広場条例施行規則（平成17年箕面市規則第89号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、施設の管理に関し、次のとおり協定を締結する。

### （管理する施設）

第1条 乙が管理する施設は、次のとおりとする。

- (1) 箕面市立かやの広場（以下「広場」という。）

### （業務の範囲）

第2条 乙は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 広場の供用に関すること。
  - (2) 広場の施設、附属設備等の維持管理に関すること。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、甲が必要と認める業務
- 2 前項各号の業務に当たっては、関係法令に従い、かつ、この協定書に定めるもののほか、甲が公募した時の募集要項、質問の回答及び業務水準書（以下「業務水準書等」という。）に従うものとする。
- 3 乙は、特別提案等について、特別提案計画書に基づき実施するものとする。

### （第三者への委託）

第3条 乙は、管理業務を行うに当たり、あらかじめ書面により、甲の承認を得て業務の一部を第三者に委託することができる。この場合において、乙は、当該委託に係るすべての責任及び費用を負担するものとする。

### （業務の分担）

第4条 甲と乙との主な業務分担は、業務水準書の業務分担表のとおりとする。

### （リスクの分担）

第5条 管理業務に関するリスク（予測できない危険及び責任の負担をいう。以下同じ。）の分担については、この協定書の各条に定めるもののほか、業務水準書のリスク分担表のとおりとする。

2 前項に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、甲乙協議して、そのリスクの分担を定めるものとする。

(指定期間等)

第6条 甲が乙を指定管理者として指定する期間は、平成28年8月1日から平成33年3月31日までとする。ただし、北大阪急行線の延伸に伴う工事の状況等により指定の期間を変更する場合がある。

2 甲は、前項ただし書の規定による廃止又は休止が条例の改正を伴う場合は当該改正条例の公布後直ちに、条例の改正を伴わない場合は当該廃止し、又は休止する日の30日前までに、乙に当該廃止し、又は休止する日を通知するものとする。

3 管理業務に係る会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(指定管理者の責務)

第7条 乙は、管理業務の継続が困難となったとき又はそのおそれが生じたときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

2 乙は、次に掲げる事項に変更を生じたときは、10日以内に、その旨を甲に届け出なければならない。

- (1) 定款
- (2) 法人の名称及び所在地
- (3) 法人の代表者
- (4) 事務所、事業所又は営業地の所在地
- (5) 管理業務に関する規定
- (6) 非常時の体制
- (7) その他甲が指定する事項

(原状変更等の承認)

第8条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ甲にその旨を申し出て、甲の承認を得なければならない。

- (1) 管理物件の原状を変更しようとするとき。
- (2) 広場を改良しようとするとき。
- (3) 新たに設備を設け、又は備品等を備え付けようとするとき。

(市への納付金)

第9条 乙は、各年度の収支において、収益が発生した場合は、その収益の2分の1の金額を翌年度の4月末日までに、甲に納付するものとする。ただし、当該2分の1相当の納付金額に1円未満の端数がある場合は、切り捨てるものとする。



(行政財産の使用)

第10条 乙は、広場内において、利用者の利便を図るための収益設備等の設置、場所の占有を伴う自主事業の実施その他の地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第7項の規定による行政財産の使用をするときは、あらかじめ甲と協議を行い、箕面市公有財産規則(昭和60年箕面市規則第3号)に定める手続きをとるものとする。

(広場の適正利用)

第11条 乙は、条例第1条の設置目的を踏まえ、広場を利用する者の平等な利用を確保し、かつ、利便性の向上を図り、市民相互の交流、市民文化の向上及び萱野中央地区のまち育てに資することに利用しなければならない。

2 乙は、広場において利用の許可をする場合は、前項に支障を及ぼすことがないことを確認し、必要最小限の利用の期間及び場所としなければならない。ただし、条例第9条の規定に基づき、利用の期間の制限を超える許可をする場合は、甲と協議しなければならない。

(利用料金の減額若しくは免除又は還付)

第12条 乙は、規則第8条第1項第5号、規則第9条第1項第4号に規定する割合又は額について、事前に甲と協議するものとする。

(自主事業)

第13条 自主事業は、乙が広場の管理運営による地域との連携など指定管理者が行う業務の範囲に定める業務以外で、業務の実施を妨げない範囲において、条例の趣旨に基づき、まちづくりへの貢献として、市民相互の交流、市民文化の向上及び萱野中央地区のまち育てに資するため実施する事業とする。この場合において、乙は、単独又は他社等と共同で自主事業を実施することができる。

2 乙は、自主事業を毎年度において、必ず実施しなければならない。

3 乙は、自主事業を実施する場合は、必要に応じて事前に甲と協議するとともに、広場内で実施する場合は、事前に甲の承認又は許可等を得るものとする。

4 乙は、自主事業を実施したときは、遅滞なく甲に書面で報告するものとする。

(緊急時の対応)

第14条 乙は、災害等の緊急事態が生じたとき又は生じるおそれがあると判断したときは、直ちに必要な措置を講じるとともに、甲及び関係機関にその旨を連絡しなければならない。

2 乙は、緊急事態に備えて、防災対策、防犯対策等の危機管理マニュアルを作成し、

管理業務の従事者に周知するとともに、甲にその写しを提出するものとする。

- 3 乙は、市域内で災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、箕面市地域防災計画の定めるところにより箕面市が災害対策本部を設置したときは、甲の指示に従わなければならない。

#### (広場の破損等の報告)

- 第15条 乙は、故意又は過失により広場を破損し、又は滅失したときは、速やかにその旨を甲に報告しなければならない。

#### (苦情、要望等への対応)

- 第16条 乙は、広場の利用者等から苦情、要望等の申出があったときは、迅速かつ適切に対応しなければならない。この場合において、苦情、要望等の内容が甲に関係するものであるときは、速やかにその旨を甲に報告するものとする。

#### (貸与備品)

- 第17条 甲は、「貸与備品台帳」に記載する備品を乙に無償貸与するものとする。

- 2 乙は、甲から貸与された備品を適切に管理するとともに、破損し、又は滅失した場合は、速やかに甲に届け出なければならない。

#### (購入備品等)

- 第18条 乙は、設置工事を必要とする備品等を購入するときは、あらかじめ甲の承認を得なければならない。

#### (事業計画書の提出)

- 第19条 乙は、毎年度甲が指定する日までに、次に掲げる事項を記載した翌年度の事業計画書を甲に提出しなければならない。

- (1) 管理業務の人員体制その他の体制
- (2) 事業の概要及び実施する時期（自主事業を含む。）
- (3) 管理業務に要する経費及びその内訳（収支計画書）
- (4) その他甲が必要と認める事項

- 2 甲は、前項の事業計画書が提出されたときは、その内容を審査し、必要な指示をすることができる。

#### (事業報告書の提出)

- 第20条 乙は、毎年度終了後又は指定の期間の末日後30日（指定管理者の指定を取り消された場合にあっては、その取り消された日から30日）以内に、地方自治法第

244条の2第7項の規定に基づき、管理業務に係る事業報告書を甲に提出し、その確認を受けなければならない。

2 前項の事業報告書に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) 広場の利用状況（利用の拒否等の件数、理由等を含む。）
- (3) 収入状況及びその明細
- (4) 管理経費の決算状況
- (5) その他甲が必要と認める事項

#### （管理業務の報告等）

第21条 甲は、管理業務の適性な履行を確保するため、定期又は臨時に、乙に対して、当該管理業務の履行状況及び経理状況に関し、報告を求め、実地に調査し、又は広場の円滑な運営に必要な措置を命ずることができる。

2 乙は、定期報告として月に1回、翌月10日までに、利用状況等を記載した業務報告書を甲に提出しなければならない。

3 乙は、収支に関する帳簿その他管理業務に係る記録を整備し、常に経理状況を明らかにしておくとともに、甲が必要と認めるときは、その状況について説明しなければならない。

#### （個人情報等の取扱い）

第22条 乙は、指定管理者における個人情報保護の取扱いに関する事項（別紙1）を遵守し、指定管理業務の履行に際して知り得た個人情報及び行政情報の適切な管理に努めるとともに、知り得た個人情報及び行政情報の漏えい、滅失又は毀損の防止のために必要な措置を講じなければならない。

2 指定管理業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。指定期間の満了後も、同様とする。

3 乙及び乙の従事者は、箕面市個人情報保護条例（平成2年箕面市条例第1号）の趣旨を遵守するとともに、同条例第28条から第30条まで及び第32条の罰則規定の適用を受けるものとする。

#### （情報の公開）

第23条 乙は、箕面市情報公開条例（平成17年箕面市条例第2号）の趣旨を踏まえて、広場の管理運営に関する情報を公開しなければならない。

2 広場の管理運営に関する文書のうち乙が甲に提出したものは、甲の行政文書として開示の請求の対象となる。

3 甲は、乙が行う広場の管理運営に関する情報の公開が不十分であると認めるときは、

必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第24条 甲は、応募の資格を満たさなくなった場合又は業務水準書等の欠格事項に該当する場合は、条例第6条第1項各号のいずれかに該当すると認め、指定管理者の指定を取り消すことができる。

2 甲は、乙が指定管理者の業務が基準等を満たしていないと判断した場合は、乙には是正勧告を行うことができる。この場合において、是正勧告にもかかわらず乙が勧告の対象となった事項を改善しないときは、甲は、条例第6条第1項第1号に該当すると認めて乙の指定を取り消すことができる。

3 乙の指定の取消し又は管理の業務停止処分が乙の責に帰すべき事由によるときは、甲に生じた損害は、乙が賠償するものとする。

(第三者への損害の報告等)

第25条 乙は、広場の管理に伴い甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、速やかに甲に報告しなければならない。

2 前項の場合において、損害を受けた第三者の求めに応じて甲が当該損害を賠償したときは、甲は、天災地変等、乙の責めに帰すことができない事由を除き、乙に対して当該賠償額の全部又は一部を求償するものとする。

(行為の制限)

第26条 乙は、広場の施設、附属設備等をそれぞれの使用目的以外に使用させ、又は、その利用に関する権限を与えてはならない。

2 乙は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は権利を担保に供してはならない。ただし、甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(次期指定管理者への引継ぎ)

第27条 乙は、指定期間の満了又は指定の取消しに伴う指定管理者の交代があった場合は、市又は次期指定管理者が円滑に、かつ、支障なく広場の業務を遂行できるように引き継ぎを行わなければならない。

2 乙は、この協定に基づく業務に伴って収集した情報、作成した業務マニュアル、事業ノウハウ、必要な帳票、データ等を市民サービスの低下を招かないように、市又は次期指定管理者に無償で引き継がなければならない。この場合において、引継ぎに要する費用は、乙又は次期指定管理者の負担とする。

3 乙は、乙の指定期間後の利用に係る利用料金を収受したときは、当該利用料金相当

額を次期指定管理者に支払わなければならない。

(疑義の解釈)

第28条 この協定に定めのない事項が生じたとき、この協定の条項について疑義が生じたとき、又は協定締結時の想定を超える事態が生じたときは、甲乙が協議して定めるものとする。

(協定の効力)

第29条 この協定は、箕面市議会の議決を得たときに協定としての効力を生ずるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成28年5月26日

甲 箕面市西小路四丁目6番1号  
箕面市長 倉田哲郎印

乙 東京都渋谷区道玄坂一丁目2番2号  
東急不動産SCマネジメント株式会社  
代表取締役 佐藤一志印



【別紙1】

指定管理者における個人情報保護の取扱いに関する事項

- 1 乙は、個人情報に係る事務の全部又は一部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 乙は、前項に規定する委任又は請負を行わせようとするときは、あらかじめ、受任者又は下請負人の名称、業務内容及びその他甲が必要とする事項を書面により甲に通知しなければならない。
- 3 乙及び乙の従事者は、個人情報を指定管理業務の履行目的以外に利用し、又は使用してはならず、かつ、これらを機密として保持し、事前に甲の書面による承諾を得ることなく、第三者に提供してはならない。
- 4 乙及び従事者は、この協定に規定するもののほか、甲の承諾なしに個人情報を複写又は複製してはならない。
- 5 乙は、指定管理業務に従事する者に対し、箕面市個人情報保護条例及び個人情報の保護に関する法律その他個人情報に関する法令等の説明を行うなど、個人情報の適正な取扱いについて、あらゆる機会を通じ、絶えず教育し訓練しなければならない。

